

ISSUE BRIEF

模倣品・海賊版対策の動向

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 508 (JAN. 31. 2006)

国境を越えて拡散している模倣品・海賊版は、企業や国の競争力を低下させ、国民の健康・安全を脅かす危険性がある。日本や米国、EU など、模倣品・海賊版被害の重大性を認識している国々を中心として、国際的な取組が行われている。

模倣品・海賊版対策は、消費者等の啓発、知的財産関連法の整備、法令の遵守状況の監視・情報収集、摘発、侵害者への制裁や被害者の民事的救済の各レベルで必要である。

日本政府は、国内的には法的整備や消費者啓発キャンペーン、情報収集などを行い、対外的には模倣品・海賊版拡散防止条約の提唱や人材育成支援などを進めている。今後も、情報収集や摘発の強化、民事救済手続に関する議論を進めていくなどの取組が期待される。

経済産業課

たかざわ みゆき
(高澤 美有紀)

調査と情報

第508号

天然資源に乏しく、安価な労働力にも依存できない日本にとって、知的財産権は重要な頭脳資源である。現在、世界的な広がりが見られる模倣品・海賊版の流通は、日本が有する知的財産権を脅かしている。模倣品・海賊版が国境を越えて流通する現状では、日本国内での取組にとどまらず、国際的な協力が重要である。ここでは、模倣品・海賊版の状況を概観した後、国際的な対策の動向と、今後の課題を紹介する。

模倣品・海賊版被害の状況

模倣品・海賊版被害の算出は性質上困難であるが、以下の被害が公表されている。

世界的な被害状況として、経済協力開発機構（OECD）¹は世界貿易の5 - 7%を模倣品が占めているとしている。これを2004年の国際通貨基金（IMF）が公表している世界貿易額（8兆9,390億米ドル）から推計すると約4,470-6,260億米ドルである。

地域的にみると、EUで2004年に域外国境で押収した模倣品・海賊版は、1億355万点（1998年の11倍）に上っている²。米国では、海賊版による米国企業の著作権被害は2004年時点で125億4,300万米ドルと推計されている³。

日本については、日本企業の知的財産権侵害の被害額合計は、中国、台湾、韓国、タイの4カ国の模倣・海賊行為だけで、利益ベース1兆153億円、売上高ベース17兆9,247億円（2001年時点）に上ると推計されている⁴。また、日本の税関で輸入差止め対象となった物品ではバッグ類が多い⁵が、中国などで活動する日本企業に対するアンケート結果では機械類の模倣被害が多い⁶。

発見されている模倣品・海賊版のかなりの割合が中国で製造されたものである。中国政府は、WTO加盟後、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（Trade-related aspects of intellectual property rights agreement 以下TRIPS協定とする。）に適合させるため、知的財産法を整備し、税関や公安機関における取締りを強化しているほか、国民の意識向上に向けた啓発活動も行っている。中国政府は、このような取組を挙げて、中国の知的財産法を整備はかなり前進しており、取締り状況も向上しているとの認識を示している⁷。

しかし、日本の経済産業省の調査によると、中国の知的財産制度では、地方政府にまで模倣品・海賊版対策が浸透するには時間がかかり、運用が行政機関担当者により

インターネット情報はすべて2006年1月13日現在のものである。

¹ OECD, *The Economic Impact of Counterfeiting*, 1998, p.23.

< <http://www.oecd.org/dataoecd/11/11/2090589.pdf> >

² 欧州委員会 税制・関税同盟総局 *Statistics recorded at the external borders of the EU*

< http://europa.eu.int/comm/taxation_customs/customs/customs_controls/counterfeit_piracy/statistics/index_en.htm >

³ International Intellectual Property Alliance, *USTR 2005 "SPECIAL 301" DECISIONS*, 2005

< <http://www.iipa.com/pdf/IIPA%20USTR%202005%20Special%20301%20DECISIONS%20with%20revised%20BSA%20figures%20psb%20060405.pdf> >

⁴ 特許庁 『模倣品被害の経済的影響に関する分析調査』 2004, p.17.

< http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/kanren/16mohou_bunseki.htm >

⁵ (財)日本関税協会知的財産情報センター < <http://www.kanzei.or.jp/cipic/> >

⁶ 特許庁 『2004年度模倣被害実態調査報告書』 2005, p.6.

< <http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/jittai/jittai.htm> >

⁷ 中華人民共和国国務院新聞弁公室 「2004年度中国知的財産権保護状況白書」 2005. ジェトロ北京センター知的財産権室 HP < <http://www.jetro-pkip.org/teji/2004bs.htm> >

異なったり、刑事罰が軽微に過ぎたりするなど、取締りの実効性が乏しい⁸。米国政府は、中国政府が国内の知的財産権のみを差別的に保護しており、海外の先端技術を盗用して技術革新を遂げているのではないかとみている⁹。

現在は、経済発展の著しい中国の模倣品製造割合が急増しているが、タイヤフィリップン等の諸国に拡散する傾向も見られる¹⁰。

模倣品・海賊版の流布は、表1のように企業、国、消費者の各レベルに悪影響を及ぼす。

表1 模倣品・海賊版による悪影響

企業	<ul style="list-style-type: none"> ・低価格の模倣品・海賊版が真正品を駆逐することによる競争力低下。 ・模倣品対策コストの増加による競争力低下。 ・開発者等の意欲をそく結果、新たな技術や創作物が生まれにくくなる。
国	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の売上高減少による税収の減少。 ・模倣品・海賊版の売上がテロ組織の資金源になることによる治安の悪化。(米国内などのテロ資金源となった例がある¹¹。)
消費者	<ul style="list-style-type: none"> ・模倣品による健康被害や事故 ・真正品との混乱 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>日本では有名ブランドバッグなど健康・安全に直接影響しない被害が目立つが、海外では模倣品の安全性面から問題視されている。</p> </div>

上記経済産業省の調査からは、日本企業の中には、侵害行為者に対する処分の実効性が乏しいことや、コストがかかることを理由に、行政処分の要請などをあきらめる企業もあることが分かる。しかし、模倣品・海賊版製造業者を放置することは模倣品・海賊版を容認しているとみなされかねない。模倣品対策を行ってきた企業に比べて模倣をしやすくなる結果、真正品が駆逐され、企業の競争力が損なわれる可能性がある。

模倣品・海賊版が製造され、流通する要因としては、低価格で購入したいという消費者のニーズやモラル不足、短期で高収入を得たいという製造・販売業者の存在、

このような消費者や製造・販売業者に対する抑止力不足などがある¹²。これらの要因への対処として、消費者等への啓発活動、整備された知的財産制度の下での取締り、抑止力ある制裁などが挙げられる。以下では、啓発活動、法的整備、監視・情報収集、摘発、制裁及び民事的救済の各段階について、表2に記載したような日本、米国、EUの取組を中心に紹介する。

⁸ 経済産業省「中国における知的財産権侵害実態調査」2005.6.

< <http://www.meti.go.jp/press/20050623001/chizaishinngai-set.pdf> >

⁹ 米中経済安保調査委員会 2005 年年次報告書, 2005, pp.7, 33, 92.

< http://www.uscc.gov/annual_report/2005/annual_report_full_05.pdf >

¹⁰ 特許庁『模倣品被害実態調査報告書』2001. <<http://www.jpo.go.jp/torikumi/>> 模倣品製造国の構成比(中国・台湾・韓国)の1989年から2000年までの変化を見ると、中国は3.8%から33.0%へと上昇し、台湾は40%から17%に減少、韓国はほぼ一定割合を占めている。; 特許庁『模倣品被害実態調査報告書』2004. <<http://www.jpo.go.jp/torikumi/>> 販売消費地も中国、台湾、韓国が中心であるが、その他のアジア地域に拡散する傾向にある。

¹¹ International Anti-Counterfeiting Coalition, *White Paper*, 2005, pp.20-26.

< <http://www.iacc.org/WhitePaper.pdf> >

¹² 黒瀬雅志「模倣品取締りの国際協力に対する提言」『模倣品取締りのための国際協力に関する調査研究報告書』(社)日本国際知的財産保護協会 2005, pp.432 - 433.

表2 模倣品・海賊版への対策例

		国際的取組	各国政府の取組
啓発	実施例		<ul style="list-style-type: none"> ●日本：模倣品・海賊版撲滅キャンペーン ●日本：政府窓口の設置 ●米国：「STOP！」キャンペーン
	今後	<ul style="list-style-type: none"> ●APEC：「公衆啓発のためのガイドライン」 ●侵害国の消費者教育支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●米国：侵害国の教育・訓練プログラムの拡充
法的整備	実施例	<ul style="list-style-type: none"> ●TRIPS 協定に基づく各国法の整備 ●FTA など二国間協定 	<ul style="list-style-type: none"> ●日本：知的財産法の改正による取締範囲の拡大 ●日本：関税定率法改正による取締強化
	今後	<ul style="list-style-type: none"> ●APEC 等の地域連合を通じた整備 ●TRIPS 協定の修正 ●模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）締結 	<ul style="list-style-type: none"> ●知的財産法の整備
監視・情報収集	実施例	<ul style="list-style-type: none"> ●TRIPS 協定遵守状況の監視 ●EU：貿易障害規則手続 ●各国税関の情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ●日本：知財侵害の実態調査 ●日本：海外における侵害状況調査申立制度 ●米国：スペシャル 301 条手続
	今後	<ul style="list-style-type: none"> ●APEC における情報交換 ●EU：税関の情報交換 ●WTO の紛争解決手続を活用した取締要請 	
摘発	実施例	<ul style="list-style-type: none"> ●EU：模倣品・海賊版取締共同作戦 “FAKE” ●日本：外国の人材育成支援、現地セミナー 	<ul style="list-style-type: none"> ●米国：データベースの整備、税関当局の研修
	今後	<ul style="list-style-type: none"> ●税関取締協力 ●刑事共助条約の締結 	<ul style="list-style-type: none"> ●税関の輸出入取締強化
制裁・民事的救済	実施例		<ul style="list-style-type: none"> ●日本：知財侵害に対する処罰の強化
	今後	<ul style="list-style-type: none"> ●知財訴訟の国際裁判管轄や準拠法の議論 ●外国判決の承認・執行に関する問題の議論 	<ul style="list-style-type: none"> ●国際裁判管轄・準拠法等に関する国内判断基準の議論

（各種資料に基づき、作成。）

「実施例」は、既に実施されている対策、「今後」は、今後の進展が予想される対策である。

ここでは割愛したが、このほかに、業界団体による消費者教育や情報収集、企業による知的財産権の確保や模倣品製造国政府との関係構築や、被害を受けている他の現地企業との協力などもある。

啓発活動

模倣品や海賊版を求める消費者の存在が、安易に模倣品・海賊版を製造し利益を得ようとする事業者の存在基盤であり、消費者への啓発は模倣品対策の根幹をなすものである。

消費者啓発活動は業界団体などを中心に行われてきた。早くから取組が進んでいた

欧州では、「ユニオン・デ・ファブリカン」(フランス、1872年設立)¹³などが、模倣品博物館の展示や、反模倣品デー・キャンペーンなどを通じて消費者啓発を行ってきた。米国では、2004年から税関や商務省、国務省が協力して「STOP!」キャンペーンを行っている。キャンペーンの一環として、学校児童や中小企業経営者を対象とした知的財産権セミナーを開催している。特に経営者に対しては、中国の法制度の周知による中国での権利保護に重点を置いている¹⁴。

日本政府も模倣品・海賊版撲滅キャンペーンを行い、国民への啓蒙に努めてきたほか、外国知的財産制度のセミナーなどを通じて企業に対する模倣品対策の周知を図っている。また、「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を設置し、模倣品・海賊版に関する企業からの相談、情報の把握や具体的な対策方法の周知を開始した¹⁵。

今後の進展が予想される取組として、APECの「公衆啓発のためのガイドライン」がある。これは、APECが2005年に公表した「APEC模倣品・海賊版対策イニシアティブ」¹⁶で提案されたモデル・ガイドラインの一つである。このイニシアティブは、

模倣品取引やオンライン上の海賊行為や、模倣・海賊行為自体を阻止するための協力、模倣品・海賊版取締強化のための加盟国政府の能力構築を内容としており、具体的な対策として、モデル・ガイドラインの策定を提案している。

また、米国政府は、中国など侵害の多い地域に対して、侵害国の教育・訓練プログラムの拡充などの知的財産権保護策を採るとしている¹⁷。

法的整備

国によっては、知的財産制度が整備されていないために十分な保護ができない場合がある。知的財産関連条約は、各国の知的財産権保護のレベル向上につながるものである。このような条約はいくつか存在するが、既存の条約の中で模倣品対策として最も効果を期待できるのはWTOのTRIPS協定である。

この協定は、各国内の知的財産制度に盛り込むべきルールを規定し、国際的な知的財産権の保護水準の引き上げを目指すものである。TRIPS協定は、WTO加盟国が遵守義務を負うものであるため、他の条約に比べて締結国が多い。さらに、権利行使に関するルールが盛り込まれており、違反した場合にはWTOの紛争処理手続で解決することが可能である。

TRIPS協定の内容は、加盟国が知的財産権行使手続を国内法で定める一般的義務(第41条)、民事上及び行政上の救済措置(第42条-第50条)、知的財産権侵害品の水際措置(第51条-第60条)、刑事手続(第61条)等である。ただ、加盟国以外は遵守義務を負わないことや、中国のように加盟国でも遵守状況に問題がある場合もあり、この協定ですべてを解決できるわけではない。また、商標権、著作権以外の知的財産

¹³ ユニオン・デ・ファブリカン東京 <<http://www.udf-jp.org/>>

¹⁴ 米国政府「STOP!」 <<http://www.stopfakes.gov/>>

¹⁵ 政府模倣品・海賊版対策総合窓口 <<http://www.meti.go.jp/policy/ipr/index.html>>

¹⁶ APEC 知的財産権専門家グループ

<http://www.apec.org/apec/documents/intellectual_property_rights_experts_group/2005.html#IPEG2>

¹⁷ 米国商務省 2005.9.21 *Commerce Secretary Carlos Gutierrez Unveils Initiatives to Fight Intellectual Property Theft*

<http://www.commerce.gov/opa/press/Secretary_Gutierrez/press_releases.htm>

権侵害については、WTO 加盟国が積極的に水際措置を導入する義務を規定していない（第 51 条）。TRIPS 協定は、輸入時だけでなく輸出や乗り継ぎの際にも検査ができるよう修正する余地があり、欧州委員会が修正を提案している¹⁸。

日本政府は、国際的な取締強化を目的とする模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）を、グレンイーグルズ・サミット（2005 年 7 月）、第二回模倣品撲滅会議¹⁹（2005 年 11 月）で提唱し、今後、模倣品・海賊版対策に取り組んでいくことが確認された。仮にこの条約が締結される場合、模倣品・海賊版の輸出禁止、個人輸入の禁止、水際での没収のほか、「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」のような規定に基づく犯罪収益の没収や犯人引渡などが含まれる可能性がある²⁰。これにより、EU が発表した TRIPS 協定修正による輸出取締りよりも広い協力体制の整備が可能になると考えられる。

また、APEC の「APEC 模倣品・海賊版対策イニシアティブ」でも、模倣品・海賊版やその輸出入・運搬に用いた物の取締り・破壊のためのガイドラインを策定することが提案されている。

二国間の取組による制度の整備も行われている。

米国は、各国と締結している FTA で、知的財産権の侵害があった場合の適用法律や訴訟提起、国境取締りについて、具体的かつ詳細な規定を設けている。例えば、輸出貨物や通過貨物についても知的財産権の保護を適用し、模倣品・海賊版をほとんどすべて押収・廃棄の対象としている。これは、「インセンティブと制裁の使い分け」による二国間レベルの知的財産権保護政策であるといわれている²¹。EU も、二国間協定における知的財産権の執行強化を重視する傾向にある。

日本も、既に FTA を締結しているシンガポール、メキシコとの合意には、知的財産権に関する規定を盛り込んでいる。情報交換を中心とするこれらの規定²²は、実際にどのような役割を果たしているのか不透明である。しかし、マレーシアとの合意²³では、各知的財産権に関する規定と民事的救済・刑事的制裁、情報交換等にわたり具体的な内容となっており、今後どのように運用されるかが注目される。2006 年には、ベトナムとの FTA 交渉も行われる予定である。ベトナムは、WTO 加盟を目指して国内の知的財産制度の整備を進めている。しかし行政処分は侵害行為の抑止効果を見込めるほどではなく、侵害者の異議申立により処分を阻むことができる点や、相当大規模な侵害行為がない限り刑事処分が行われないなどの問題が指摘されている²⁴。また、ベトナムが締結している知的財産権関連条約は多くない。ベトナムとの関係では FTA の果たす役割は大きいと予想される。

表 3・表 4 のように日本国内の知的財産法、関税定率法の改正も随時行われている。

¹⁸ 欧州委員会 税制・関税同盟総局 *Customs: Commission launches Action Plan to combat counterfeiting and piracy*
<<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/05/1247&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=EN>>

¹⁹ 世界税関機構とインターポールが主催している。

²⁰ 内閣府「知的財産推進計画 2005」2005.< <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/050610.html>>

²¹ Joseph P. Whitlock「講演録 米国における知的財産権の保護」『CIPIC ジャーナル』162 号、2005.7、p.15.

²² 「日本・シンガポール新時代経済連携協定」（2002 年締結）の「第 10 章 知的所有権」では、情報交換などの協力、協力等を監督する合同委員会の設置を規定している。；「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」（2005 年締結）では、第 144 条で知的財産の保護に関する制度や運用に関する情報交換について規定している。ただし、これにより提供された情報は提供を受けた国における刑事手続には使用されない。

²³ 「経済上の連携に関する日本政府とマレーシア政府との間の協定」（2005 年締結）

²⁴ ヴィエト D. ファン「ベトナムにおける知的財産権制度」『知財研フォーラム』(62),2005.8、pp.54-55.

表3 日本の模倣品・海賊版に係る法改正の経緯

平成 5年	不正競争防止法改正：商品形態を模倣する行為を不正競争行為に追加。
平成10年	意匠法改正：部分意匠制度の導入。セットとして登録できる品目の拡大。
平成11年	特許法等改正：侵害や損害額の立証の容易化。
平成17年	不正競争防止法改正 不正の目的で他人の著名な商品等表示を使用する行為及び他人の商品の形態を模倣する行為に対して刑事罰を導入。 他の知的財産侵害犯又は刑法上の財産犯との均衡を考慮して、十分な抑止効果が図れるよう不正競争防止法違反に対する罰則の水準を見直し、懲役（5年以下）と罰金（500万円以下、法人に対しては3億円以下）を併科。
平成18年 （予定）	意匠法・特許法等の改正 権利の強化を目的として、「輸出」や「譲渡を目的とした所持」を権利侵害行為に追加し、改正不正競争防止法との均衡を保つため、刑事罰を強化する方向。

表4 日本の関税定率法改正の経緯

平成 15年	特許権・実用新案権・意匠権を輸入差止申立制度の対象化。
平成 16年	取締の開始時に、知的財産権の権利者・輸入者に相手方の名称を通知する制度を導入。
平成 17年	他人の著名商品の不正目的での使用や商品形態を模倣した物品の税関での差止対象化。
平成 18年 （予定）	模倣品・海賊版の輸出・通過等、従来は規制の対象となっていなかった物品を取締対象とする予定。

監視・情報収集

制度を整備しても、運用次第で効果は大きく異なってくる。侵害状況の監視や情報収集は、適切な対策をとる上で重要である。

国際的な監視システムとしては、WTO 新規加盟国の TRIPS 協定の遵守状況を検証する「経過的レビュー・メカニズム」がある。例えば、2001年にWTOに加盟した中国に対しては、加盟後8年間はTRIPS協定の遵守状況を検証する経過的レビューを行うことになっている。

そこで、米国政府は、中国の知的財産権保護が不十分であるとしてTRIPS協定に基づくWTO提訴²⁵も考慮に入れ、中国内の知的財産権保護状況についての情報提供を要請した²⁶。

日本政府も、中国の知的財産権侵害状況への対応を検討するため、中国政府に対して中国国内の知的財産権侵害状況に関する情報提供を要請してきたが、回答が得られず、TRIPS協定に基づく情報提供の要請を改めて行っている²⁷。

²⁵ WTOに提訴した場合、当事国間で協議を行い、合意に達しない場合にはWTOに対してパネルの設置を申し立てる。当事国はパネルの勧告に従い、TRIPS協定に適合するよう国内措置を採る義務を負う。パネルの認定に異議があれば上級委員会の設置を求めて上訴することができる。ただし、上級委員会の勧告があった場合でも、TRIPS協定に適合するよう措置が採られない場合もあり、強制力の問題がある。

²⁶ 米国通商代表部 2005年10月25日付の中国に対する文書
<http://www.ustr.gov/assets/Document_Library/Reports_Publications/2005/asset_upload_file115_8232.pdf>

²⁷ 経済産業省「中国に対するWTO/TRIPS協定に基づく情報提供要請について」2005。

このほか各国の政策でも、侵害国の監視や情報収集が行われている。

米国政府は、通商法スペシャル 301 条(1988 年包括通商競争力法第 1303 条によって改正された 1974 年通商法第 182 条)²⁸の手続で、証拠収集や業界団体との対話を通じて知的財産権被害と対策に関する報告書を作成し、対策の基礎としている。最近は、中国、韓国、台湾などに対して優先的に監視を行っている。

EU では、欧州委員会が、加盟国・企業等からの申立により知的財産権侵害に係る調査を実施し、貿易障害がある場合には WTO 等における紛争解決手続に付託する(貿易障害規則手続)。

日本政府は、EU の貿易障害規則手続などを参考に、「知的財産権の海外における侵害状況調査申立制度」を開始し、香港特別行政区政府に対する働きかけを行っている。また、特許庁が、各種実態調査に基づき知的財産権侵害状況や各国の制度状況の公表などを行っているほか、中小企業の個別の要望に基づき日本貿易振興機構(ジェトロ)が海外ネットワークを活用した侵害状況調査等を行っている。

今後の進展が期待される取組には以下のものがある。

欧州委員会は、税関における模倣品・海賊版の取締件数が急増したことに危機感を抱き、2005 年 10 月に 6 項目から成る「模倣品・海賊版撲滅のための行動計画」²⁹を発表した。そのうち、情報収集に関連するのは以下の 2 項目である。

新システムを立ち上げ、税関担当者が企業や知的財産権のデータベースに即時にアクセスできるようにし、知的財産権の所有者が税関当局に情報を提供しやすくする。情報交換を円滑化するため、貿易関係業者との合意議定書調印を奨励する。

APEC の「模倣品・海賊版対策イニシアティブ」では、加盟国の担当機関に関する情報提供や知的財産制度情報へのアクセスを可能とするためのウェブサイト構築が提案されており、日本政府はこの提案に応じて既に担当機関の情報提供等を行っている。

摘発

各国は、模倣品・海賊版の流入を防ぐため、税関での水際取締りに力を入れている。

欧州委員会は、2005 年 5 月、模倣品・海賊版の取締りの共同作戦“FAKE”を実施した³⁰。これは、10 日間にわたり、EU 加盟国 25 カ国の税関職員約 250 名を動員して、情報収集や情報拠点を設けて連携を行い、中国発の貨物の税関取締りを強化したものである。その結果、模倣品を含む可能性の高い 221 の貨物のうち 60 から模倣品が発見され、通常税関検査より大幅に高い摘発率をあげて成功した。さらに欧州委員会は、模倣品摘発のために初めて専門官を中国に派遣することを決定した。

米国では、税関が簡単に模倣品・海賊版を摘発できるよう、輸入に関するデータベースが整備されているほか、模倣品・海賊版に関する資料を提供できる企業が税関当

< <http://www.meti.go.jp/press/20051027001/1-wto,trips-set.pdf>>

²⁸ 外国貿易障壁報告書を議会に提出した後、米国の知的財産権に対する保護が不十分な貿易相手国等を優先的に指定し、調査を開始することを米国通商代表部に義務付ける。相手国との協議を経て、改善が見られない場合には制裁措置(報復関税、輸入規制など)を発動する。

²⁹ 欧州委員会 税制・関税同盟総局 前掲注(18)参照

³⁰ 欧州委員会 不正対策局 *Operation "FAKE"*

<http://europa.eu.int/comm/anti_fraud/fake/presspack.html>

局に対して研修を行う仕組みも取り入れている³¹。また、米国も EU 同様、知的財産権保護の専門家オフィスを知的財産権の侵害行為が多い国に設置することになっている。

日本政府は、韓国政府と日韓税関相互支援協定を締結しており、中国とも締結を協議中である。この協定は、税関における不正品の水際取締りにおける情報交換を行うことが目的である。ただ、貿易相手国に対して一方的に税関規制を要求する場合には、相手国産業保護のための障壁として逆利用される可能性が指摘されている³²。そのような可能性がなく、相手国にメリットのある方法として、日本の特許庁が中心となって実施している、取締担当者に対する人材育成支援（研修生の受け入れなど）や、中国地方政府とのパイプ作りを目的とした現地セミナーなどがある。

日本の警察庁は、中国や韓国との知的財産侵害事犯取締りに係る情報交換を行うなど二国間の連携を強化している。また、中国や韓国との刑事共助条約³³締結を念頭に置いた捜査協力体制の整備を検討中である。

制裁及び民事的救済

模倣品・海賊版を摘発しても、制裁が不十分であれば侵害行為が繰り返されることになる。例えば、中国には行政処分（課徴金）刑事処分（懲役刑・罰金など）がある。行政処分は刑事手続に比べると手続が容易であるが、課徴金は平均 1 万円（約 15 万円）に満たず、模倣・海賊行為によって得た利益に及ばないと指摘されている³⁴。また、刑事処分は、刑事告発の要件が厳格であるため立件が困難であり、立件されたとしても裁判官の裁量が大きく、十分な刑事罰を科される事例はかなり少ないといわれる³⁵。

EU や日本では、制裁の強化が進められている。EU は、知的財産侵害に対する罰則規則を統一する EU 指令により、罰則の強化を予定している。また、日本でも、2005 年に不正競争防止法の罰則を強化し、2006 年には、特許法や意匠法の罰則も同水準になるよう改正する方向で検討されている。

各国内での民事的救済は、各国の法的整備や手続の運用等に依存している。これに対し、国境を越えた侵害行為に対してはどのように民事的救済を図るのか。いくつかの判例はあるものの、現在の日本の法律には、関連する規定がない。企業の立場からは、日本の裁判所で外国での知的財産権侵害に対する損害賠償請求を争うことができれば、民事的救済の選択肢が広がるとの指摘がある³⁶。また、立法政策の問題として、日本の知的財産法を外国での日本の知的財産への侵害行為に適用する「域外適用」の

³¹ Joel W. Rogers 「講演録 米国における知的財産権の保護」『CIPIC ジャーナル』162 号, 2005.7, pp.1-4.

³² 吉田英広 「模倣品取締りの国際協力に対する一企業からの提言」『模倣品取締りのための国際協力に関する調査研究報告書』（社）日本国際知的財産保護協会 2005, p.464.

³³ 既に日米間で締結している刑事共助条約は、両国の捜査当局が直接捜査協力を行えるようにすることを目的にしている。

³⁴ 飯島紳行 「中国における模倣の現状と模倣対策」『パテント』58 巻 3 号, 2005.3, p.15.

³⁵ 経済産業省 前掲注（8）参照；2004 年 12 月に訴追基準は引き下げられているが、模倣品・海賊版に関する中国刑法上の刑罰は、3 年以下又は 3 年以上 7 年以下の懲役と罰金（具体的規定はなく、裁判官に自由裁量権が与えられている）である。（遠藤誠 「中国最新法律事情 114 中国知的財産権侵害の刑事事件処理に関する司法解釈の制定」『国際商事法務』33 巻 2 号, 2005.2, pp.232-233.）；中国政府の公表によると、2004 年の刑法上の知的財産権犯罪のうち第一審案件で終了したものは 385 件、処罰を受けた犯人は 528 人である。（中華人民共和国國務院新聞弁公室 前掲注（7）参照）

³⁶ 堀江洋 「模倣品取締りの国際協力について」『模倣品取締りのための国際協力に関する調査研究報告書』（社）日本国際知的財産保護協会 2005, p.460.

立法化を求める意見もある³⁷。

国境を越えた知的財産権侵害に対し、知的財産法を執行していくためには、国際裁判管轄（国際的な紛争における裁判地をどこにするのか）、準拠法（どの国の知的財産法に基づいて判断するのか）、外国判決の承認・執行（外国裁判所の判決に対して、関係する他の国でどのようにその判決を認め、執行していくのか）が問題となる。国際裁判管轄や外国判決の承認・執行のルール確立は、長年国際的問題となっており、2005年に専属的管轄合意に関する条約³⁸が締結された。しかしこの条約は、当事者間の合意によって裁判管轄を決定した場合に判決が締約国で承認・執行されるというもので、ライセンス契約や譲渡契約が結ばれていた場合を除き、著作権・著作隣接権以外の知的財産権には同条約が適用されない。以上のように、明確な国際ルールがない結果として、例えば外国判決の執行について、日本やドイツでは外国の裁判所による差止めを命じる判決が国内で執行の対象になるが、英米や中国では日本の裁判所の差止判決が執行されないなど、日本が一方的に譲歩する可能性も指摘されている³⁹。

今後の課題

模倣品・海賊版対策において重要なのは、模倣品・海賊版製造国における知的財産権保護の環境向上に向けた協力、多国間の協力に基づく情報収集や摘発、議論の定まっていない国際的な民事的救済の分野の議論を進めることである。

1. 啓発活動

欧州など早くから模倣品対策を目的とした業界団体が設立された地域では、業界団体による消費者啓発活動が行われている。日本では政府による啓発活動が行われてきたが、今後も日本政府の取組として、日本国内の模倣品・海賊版撲滅キャンペーンなどを通じて啓発活動を行うことに加え、侵害国の消費者啓発の支援を行っていくことが考えられる。

2. 法的整備

経済発展や技術の進歩が予想される国々の TRIPS 協定などによる知的財産制度の発展を待つにとどまらず、日本の専門家を派遣してアドバイスを行うなどの協力をしていくことも重要である。

ただ、一方的な制度の押し付けはかえって相手国の反発を招くおそれがあり、二国間交渉などを通じた知的財産制度の整備では、相互にメリットある合意が重要である。今後進展する FTA 交渉においては、知的財産権を積極的に保護する国や地域への投資を促進させるなど、相手国においても知的財産権を保護するインセンティブのある交渉が望まれる。また、二国間交渉に比べて合意に達するのが難しいと考えられる多国間での協力体制の整備についても、途上国の過重な負担とならないよう配慮しつつ、TRIPS 協定等の既存の条約を望ましい形へと変容させていくことも考えられる。

³⁷ 大野聖二「知的財産権の域外適用」同上, pp.408-413.

³⁸ ハーグ国際私法会議 Convention on Choice of Court Agreements. (2005年6月30日締結)
< http://www.hcch.net/index_en.php?act=conventions.text&cid=98 >

³⁹ 『国際私法上の知的財産権をめぐる諸問題に関する調査研究報告書』(財)知的財産研究所 2004, p.167.

3. 監視・情報収集

日本国内では、被害実態の継続的な情報収集だけでなく、「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を活用し、侵害事例や効果的な対応などの情報へのアクセスを容易にすることで、手続の実効性やコストを理由に模倣品・海賊版対応をためらう事例が減少すると考えられる。既に、企業向け無料相談窓口が設置されているが、模倣品業者名や模倣品・海賊版商品データベースを充実させ、アクセスしやすいようにして公開することも一つの方法である。また、対外的には、このようなデータベースを他の国と共有することにより、共有相手国もメリットを享受できる。

模倣品・海賊版の製造国に関しては、模倣品被害の状況に応じた対策を行う目的で、米国のスペシャル 301 条のように知的財産権侵害の多い国のランク付けを行い、それに基づき相手国との交渉内容を検討していくことも考えられる。

模倣品・海賊版が国際的に流通する現在、監視・情報収集における連携が重要である。米国・EU のような主に被害を受けている先進国間の協力体制にとどまらず、APEC のように多様な国々との協力体制の構築が重要であると思われる。

4. 摘発

摘発においても、国際的な協力が不可欠である。模倣品・海賊版の取締りに必要な国際協力については、TRIPS 協定だけでは対応できていない。多国間条約以外にも、二国間の関税相互支援協定や刑事共助協定などが締結されている。しかし、中国で製造した模倣品をシンガポールやフィリピンで積み替えるなど、複数国を経由して仕出地を分かりにくくする模倣品の流通を取り締まるには、二国間協定では困難な場合もある。日本政府が提唱している模倣品・海賊版拡散防止条約（仮称）が実現すれば、水際対策の強化や模倣品の製造・流通ネットワークの切断につながると考えられる。

5. 制裁・民事的救済

行政的・刑事的制裁については、各国の裁量にゆだねられているため、日本における対策の主眼は日本国内での実効性ある制裁を可能にしておくことだと考えられる。

民事的救済については、知的財産権が国境を越えて侵害された場合、どの国の裁判所でどの法律で判断を行うのか、裁判所の判断を相互に承認・執行するためのルールをどのようにするのか、現在の日本の法律には明確な規定がない。また、国際条約も専属管轄合意に関する条約しかなく、知的財産権侵害をどのように扱うべきか明確な基準がない。今後もこれらの問題の検討が必要である。